

■給与支払報告書（個人別明細書）の書き方■

■住所欄は、給与の支払いを受ける方の、令和7年1月1日現在の住所を本人に確認のうえ、番地・方書まで詳細に記入してください。

■摘要欄

◇定額減税に関する事項を記入してください。
詳細は裏面に記載しています。必ず御確認ください。

◆控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、5人目以降の方の氏名を記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字(例：(1))を付し、「備考」の欄に記載する個人番号との識別ができるようにしてください。16歳未満の扶養親族は、氏名に続けて「(年少)」と記入してください。

◇年末調整をした方で、他の支払者の給与を合算している場合は、その支払者名、所在地、支払金額、社会保険料額、源泉徴収税額について記入してください。

◇その他、連絡事項等
(例)訂正分、再提出分 など

◇普通徴収申請者の場合は、「(摘要)」欄に必ず普通徴収申

■社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の合計額を記入してください。小規模企業共済等掛金の額は、上段に内書きしてください。

■個人番号について

平成28年分以降に提出する給与支払報告書には、個人番号又は法人番号の記載が必要となっております。

・受給者・支払者
市町村・税務署提出用 記載○
受給者交付用 記載×

・控除対象配偶者及び控除対象扶養親族
市町村・税務署提出用 記載○
受給者交付用 記載×

・16歳未満の扶養親族

市町村提出用	記載○
税務署提出用	記載×
受給者交付用	記載×

■令和4年分から未成年の対象年齢が20歳未満から18歳未満になりました。
平成19年1月2日以降生まれの方

■令和2年分から「未婚のひとり親」に対する控除が追加されました。

■支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

■提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し、「訂正分」と朱書きし、訂正内容を明記して再提出してください。

■個人別明細書は、1人につき1部作成し、総括表と普通徴収申請書を付けて提出してください。

7

給与支払報告書(個人別明細書)

※種別

※整理番号

※

※区分

(受給者番号)

(個人番号)

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

1

2

(役職名)

(フリガナ)

氏名

西之表 太郎

西之表市西之表〇〇〇番地

種別

支払金額

給与所得控除後の金額(調整控除後)

所得控除の額の合計額

源泉徴収税額

給料・賞与

7,074,500

5,267,050

5,044,604

0

(源泉)控除対象配偶の有無等

配偶者(特別)控除の額

控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)

16歳未満扶養親族の数

障害者の数(本人を除く。)

非居住者である親族の数

老人

特定

老人

その他

310,000

1

1

1

4

5

1

2

社会保険料等の金額

生命保険料の控除額

地震保険料の控除額

住宅借入金等特別控除の額

(内)

(120,000)

1,084,604

120,000

50,000

11,100

(摘要)

源泉徴収時所得税減税控除済額

△△△△円

控除外額

△△△円

(1) 西之表 五郎

(2) 西之表 六郎(非居住者)

(3) 西之表 幸子(年少)

前職

〇〇(株) 鹿児島市△町××番地

支払金額

1,650,000円

源泉徴収税額

12,600円

社会保険料額

125,000円

退職年月日

令和6年3月31日

普F

生命保険料の金額の内訳

新生命保険料の金額

旧生命保険料の金額

介護医療保険料の金額

新個人年金保険料の金額

旧個人年金保険料の金額

180,000

100,000

90,000

360,000

180,000

住宅借入金等特別控除適用数

住宅借入金等特別控除可能額

居住開始年月日(1回目)

H28

1

10

住宅借入金等特別控除区分(1回目)

住(特)

住宅借入金等年末残高(1回目)

11,500,000

住宅借入金等特別控除可能額

205,000

R01

8

20

住宅借入金等特別控除区分(2回目)

住(特)

住宅借入金等年末残高(2回目)

9,000,000

(源泉・特別)控除対象配偶者

(フリガナ)

氏名

西之表 花子

個人番号

0000000000000000

配偶者の合計所得

1,036,800

国民年金保険料等の金額

176,460

旧長期損害保険料の金額

19,600

1

(フリガナ)

氏名

西之表 一郎

個人番号

1111111111111111

2

(フリガナ)

氏名

西之表 二郎

個人番号

2222222222222222

3

(フリガナ)

氏名

西之表 三郎

個人番号

3333333333333333

4

(フリガナ)

氏名

西之表 四郎

個人番号

4444444444444444

5

(フリガナ)

氏名

西之表 春子

個人番号

5555555555555555

6

(フリガナ)

氏名

西之表 夏子

個人番号

6666666666666666

7

(フリガナ)

氏名

西之表 秋子

個人番号

7777777777777777

8

(フリガナ)

氏名

西之表 冬子

個人番号

8888888888888888

9

(フリガナ)

氏名

西之表 太郎

個人番号

9999999999999999

10

(フリガナ)

氏名

西之表 花子

個人番号

0000000000000000

11

(フリガナ)

氏名

西之表 一郎

個人番号

1111111111111111

12

(フリガナ)

氏名

西之表 二郎

個人番号

2222222222222222

13

(フリガナ)

氏名

西之表 三郎

個人番号

3333333333333333

14

(フリガナ)

氏名

西之表 四郎

個人番号

4444444444444444

15

(フリガナ)

氏名

西之表 春子

個人番号

5555555555555555

16

(フリガナ)

氏名

西之表 夏子

個人番号

6666666666666666

17

(フリガナ)

氏名

西之表 秋子

個人番号

7777777777777777

18

(フリガナ)

氏名

西之表 冬子

個人番号

8888888888888888

19

(フリガナ)

氏名

西之表 太郎

個人番号

9999999999999999

20

(フリガナ)

氏名

西之表 花子

個人番号

0000000000000000

21

(フリガナ)

氏名

西之表 一郎

個人番号

1111111111111111

22

(フリガナ)

氏名

西之表 二郎

個人番号

2222222222222222

23

(フリガナ)

氏名

西之表 三郎

個人番号

3333333333333333

24

(フリガナ)

氏名

西之表 四郎

個人番号

4444444444444444

25

(フリガナ)

氏名

西之表 春子

個人番号

5555555555555555

26

(フリガナ)

氏名

西之表 夏子

個人番号

6666666666666666

27

(フリガナ)

氏名

西之表 秋子

個人番号

7777777777777777

28

(フリガナ)

氏名

西之表 冬子

個人番号

8888888888888888

29

(フリガナ)

氏名

西之表 太郎

個人番号

9999999999999999

30

(フリガナ)

氏名

西之表 花子

個人番号

0000000000000000

31

(フリガナ)

氏名

西之表 一郎

個人番号

1111111111111111

32

(フリガナ)

氏名

西之表 二郎

個人番号

2222222222222222

33

(フリガナ)

氏名

西之表 三郎

個人番号

3333333333333333

34

(フリガナ)

氏名

西之表 四郎

個人番号

4444444444444444

35

(フリガナ)

氏名

西之表 春子

個人番号

5555555555555555

36

(フリガナ)

氏名

西之表 夏子

個人番号

6666666666666666

37

(フリガナ)

氏名

西之表 秋子

個人番号

7777777777777777

38

(フリガナ)

氏名

西之表 冬子

個人番号

8888888888888888

39

(フリガナ)

氏名

西之表 太郎

個人番号

9999999999999999

40

(フリガナ)

氏名

西之表 花子

個人番号

0000000000000000

41

(フリガナ)

氏名

西之表 一郎

個人番号

1111111111111111

42

(フリガナ)

氏名

西之表 二郎

個人番号

2222222222222222

43

(フリガナ)

氏名

西之表 三郎

個人番号

3333333333333333

44

(フリガナ)

氏名

西之表 四郎

個人番号

4444444444444444

45

(フリガナ)

氏名

西之表 春子

個人番号

5555555555555555

46

(フリガナ)

氏名

西之表 夏子

個人番号

6666666666666666

47

■年末調整をした場合のみ記入する欄
「給与所得控除後の金額」、「所得控除の額の合計額」、「源泉徴収税額」、「配偶者特別控除の額」、「生命保険料の控除額」、「地震保険料の控除額」、「住宅借入金等特別控除の額」、「各保険料の金額」欄

■個人番号の記載が必要です。
氏名は正確に記載し、必ずフリガナを付けてください。姓と名の間は1文字空けてください。

■生命保険料と地震保険料の控除額を記入してください。

・生命保険料控除額（最高120,000円）

■ 令和6年中に支払いのあった各保険料の支払金額を必ず記入してください。

- ・旧制度:平成23年12月31日以前に加入した契約
- ・新制度:平成24年 1月 1日以降に加入した契約

■配偶者の合計所得欄
配偶者に所得がある場合に記入してください。
※収入金額ではなく、所得金額で記入してください。

■「摘要」欄に記入した、5人目以降の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の「個人番号」を記入してください。

■扶養親族等の記載例

① (源泉)控除対象配偶者		② 配偶者(特別)控除の額		④ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					⑥ 16歳未満扶養親族の数		⑦ 障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数
の有無等		老人	③ 特定	④ 老人			⑤ その他				特 別	その他	
有	従有		内 人 従人	内 人 従人	人 人 従人	人 人 従人	人 人 従人	人	内 人 人	人	人	人	人
		310,000	1	1	1	4		5			1	2	

①(源泉)控除対象配偶者
控除の対象となる配偶者を有している場合は○印を記入。その配偶者が70歳以上であれば、「老人」にも○印を記入してください。

④老人扶養者(70歳以上の方)
昭和30年1月1日以前に生まれた方。
「内」欄には、同居している直系尊属の人数
を記入してください。

②配偶者(特別)控除を受ける場合
配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。
※平成30年分から控除適用要件の改正あり

⑤その他
一般扶養者(16歳から18歳及び23歳から
69歳)の人数を記入してください。

③特定扶養親族
平成14年1月2日～平成18年1月1日までの間に生まれた方の人数を記入してください。

⑦特別障害者及び普通障害者の人数を記入してください。特別障害者については、同居している場合は、「内」欄にも人数を記入してください。

詳しい給与支払報告書の記載方法については、
国税庁作成の「令和6年分 年末調整のしかた」をご覧ください。

国税庁ホームページでもご覧いただけます。

刊行物等>パンフレット・手引>源泉所得税関係>年末調整関係>令和6年分 年末調整のしかた

刊行物等>パンフレット・手引>法定調書関係>令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の
法定調書の作成と提出の手引

所得税控除額一覧

※住民税の控除額は一部違います。

所得控除	控 除 額																																																								
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金等の保険料（給与から控除されるものを含む）について、支払った金額 （注）年金特徴にて支払った保険料等については、別途、年金支払報告書にて市役所へ報告されますので含めないでください。																																																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金の企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金について、支払った金額																																																								
生命保険料控除	一定の方法により計算した一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額の合計額（合計12万円が限度）																																																								
地震保険料控除	支払保険料の金額に応じた一定の控除額（5万円が限度） （注）旧長期損害保険料は15,000円が限度																																																								
障害者控除	障害者1人につき ⇒ 27万円 特別障害者1名につき ⇒ 40万円 同居特別障害者1名につき ⇒ 75万円 （注）障害者控除は、年少扶養親族（16歳未満）の場合も適用されます																																																								
寡婦控除	2 7 万 円																																																								
ひとり親控除	3 5 万 円																																																								
勤労学生控除	2 7 万 円																																																								
配偶者控除 ・ 配偶者特別控除	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">受給者(本人)の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td rowspan="2">配 偶 者 控 除</td><td>配偶者の合計所得金額 48万円以下</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者 （70歳以上）</td><td>48万円</td><td>32万円</td><td>16万円</td></tr><tr><td rowspan="9">配 偶 者 特 別 控 除</td><td>配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>36万円</td><td>24万円</td><td>12万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table> （注1） 配偶者控除及び配偶者特別控除は、配偶者が事業専従者の場合にはいずれも適用なし （注2） 配偶者特別控除は、配偶者が控除対象配偶者の場合は適用なし （注3） 配偶者控除及び配偶者特別控除は、控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合にはいずれも適用なし （注4） 配偶者特別控除は、配偶者自身が納税者として配偶者特別控除の適用を受けている場合には適用なし					受給者(本人)の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配 偶 者 控 除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円	老人控除対象配偶者 （70歳以上）	48万円	32万円	16万円	配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		受給者(本人)の合計所得金額																																																							
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																					
配 偶 者 控 除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円																																																					
	老人控除対象配偶者 （70歳以上）	48万円	32万円	16万円																																																					
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円																																																					
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円																																																					
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																					
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																					
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																					
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																					
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																					
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																					
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																					
扶養控除	一般の扶養控除（16歳以上で下記以外のもの） ⇒ 38万円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） ⇒ 63万円 老人扶養親族（70歳以上） ⇒ 48万円 （このうち、同居老親等） ⇒ 58万円 （注）扶養親族が事業従事者の場合は適用なし																																																								
基礎控除	<table><tr><th>本人の合計所得</th><th>控除</th></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>48万円</td></tr><tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>32万円</td></tr><tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>16万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>0円</td></tr></table>	本人の合計所得	控除	2,400万円以下	48万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	2,500万円超	0円	年末調整や申告の際は、控除誤り等にご注意ください。																																													
本人の合計所得	控除																																																								
2,400万円以下	48万円																																																								
2,400万円超2,450万円以下	32万円																																																								
2,450万円超2,500万円以下	16万円																																																								
2,500万円超	0円																																																								



令和6年分所得税の定額減税の記載について

年末調整をした給与等の場合

定額減税に関する事項を給与支払報告書の（摘要）欄に次のように記載してください。
（摘要）欄の記載については、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにご注意ください。

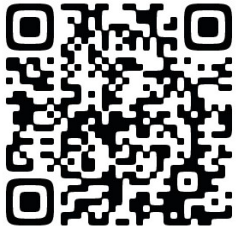
内容	記載方法
実際に控除した年末調整減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 △△△△円
年末調整減税額のうち、年末調整所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 △△△△円 ※控除しきれなかった金額がない場合は、 控除外額 0円
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年末調整減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者・特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は「減税有 西之表花子（同配）」の追記必須

年末調整をしない給与等の場合

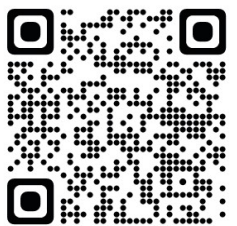
定額減税に関する事項の記載は不要です。

※令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。
定額減税について詳しくは下記をご覧ください。

○定額減税の記載について
▶国税庁パンフレット令和6年分
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」



○定額減税の詳細について
▶国税庁ホームページ
「定額減税特設サイト」



個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法について

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取ができます。

- ・電子データでの受取が従来の紙での受取かをお選びいただけます。
※電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

電子データを受け取るための条件
・eLTAXを経由して、給与支払報告書を提出している特別徴収義務者であること。

年末調整に関する書類は、種子島税務署及び市役所税務課に備え付けてあります。

年末調整の内容に関することは、国税庁ホームページをご覧くださいか、種子島税務署（Tel.22-0440）へお問い合わせください。